

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	Green Eartn Institute株式会社			コード	9212
提出日	2025/10/24	異動（予定）日	2025/11/1		
独立役員届出書の提出理由	取締役会機能の強化を目的として本庄孝志取締役を新たに独立役員とする。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	本庄 孝志	社外取締役	○							△		△					訂正・変更	有
2	別所 信夫	社外取締役	○													○		有
3	岡安 静夫	社外監査役	○													○		有
4	高 敏晴	社外監査役	○													○		有
5	増田 吉彦	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は、財団法人地球環境産業技術研究機構（現 公益財団法人地球環境産業技術研究機構）で開発された技術の事業化を目的として設立されており、同氏の所属する公益財団法人地球環境産業技術研究機構は、2023年9月期まで当社の主要な取引先（売上高の10%以上の取引）、また2024年9月期まで当社の主要株主に該当しており、同氏は公益財団法人地球環境産業技術研究機構の業務執行者に該当しておりました。当社の事業拡大及び上場時の新規株式発行、同機構の株式譲渡により、2025年9月において同機構は当社の主要な取引先及び主要株主に該当しておらず、今後も該当の見込みはございません。	経済産業省 審議官及び公益財団法人地球環境産業技術研究機構 専務理事としての経歴を有し、加えて当社設立初期より当社取締役として就任し、パイオものづくり業界における政策や市場等にかかる知見を有しており、事業方針にかかる適切な提言が期待されることから、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間には人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反関係が生じる恐れはないと判断して、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	化学メーカーにおける取締役としての経歴を有し、また、研究職としての経験を活かし、専門学会の理事や大学教授としての実績を有しており、事業展開の推進、専門的見地からの技術的指導を担うことが期待されることから、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間には人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反関係が生じる恐れはないと判断して、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	金融機関及び複数の企業における執行役員としての経歴を有し、また、これらの経歴における経験を活かし、複数の企業における監査役としての実績を有しており、経営全般に対する監視、監督機能を担うことが期待されることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	公認会計士及び税理士であり、会計、内部統制及び会計監査に関する見識及び実績を有し、特に財務面における経営に対する監視、監督機能を担うことが期待されることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	公認会計士及び税理士であり、会計監査及び税務並びに上場会社の監査に関する見識及び実績を有し、特に財務面における経営全般に対する監視、監督機能を担うことが期待されることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。